

次期総合計画 基本構想（修正（答申）案）

前回まで（第6～8回総合計画審議会）	今回（第9回総合計画審議会）
< 全体の構成 >	< 全体の構成 >
<p>1 将来像</p> <p>2 実現に向けた基本姿勢</p> <p>（1）協働によるまちづくり</p> <p>（2）暮らし満足度を高めるまちづくり</p> <p>（3）次代につなぐまちづくり</p> <p>3 目指すまちの姿、基本政策</p> <p>目指すまちの姿 「誰もが夢と希望を持って成長できるまち」</p> <p>基本政策（1）未来を担う全ての子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくります</p> <p>基本政策（2）誰もが自分らしく成長できる豊かな学びの機会をつくります</p> <p>目指すまちの姿 「誰もが笑顔で健やかに暮らせるまち」</p> <p>基本政策（3）共に支えあいながらいきいきと暮らせる社会をつくります</p> <p>基本政策（4）生涯にわたって健康で心豊かに暮らせる社会をつくります</p> <p>基本政策（5）個性が尊重されお互いの人権を認め合い活躍できる社会をつくります</p> <p>目指すまちの姿 「安全で安心な暮らしやすいまち」</p> <p>基本政策（6）災害に強い都市基盤と地域社会をつくります</p> <p>基本政策（7）安全で安心な市民生活を守ります</p> <p>基本政策（8）暮らしやすい住環境と魅力ある景観をつくります</p> <p>目指すまちの姿 「活力と交流が新たな価値や魅力を創造するまち」</p> <p>基本政策（9）活力と魅力あふれる持続可能なまちをつくります</p> <p>基本政策（10）首都圏の経済を牽引する多様な産業を振興します</p> <p>基本政策（11）基地全面返還の実現を目指します</p> <p>基本政策（12）誰もが文化に親しみ、スポーツを楽しめる環境をつくります</p> <p>目指すまちの姿 「人と自然が共生するやすらぎと潤いのあるまち」</p> <p>基本政策（13）エネルギーや資源を大切に、環境にやさしい社会をつくります</p> <p>基本政策（14）恵み豊かな自然を守り育てます</p> <p>基本政策（15）自然を身近に感じられる、豊かで快適な生活環境をつくります</p> <p>目指すまちの姿 「多様な主体の連携・協働により持続的に発展するまち」</p> <p>基本政策（16）個性豊かでいきいきとした地域コミュニティをつくります</p> <p>基本政策（17）持続可能な行財政運営を行います</p>	<p><u>1 基本理念</u></p> <p><u>2 将来像</u></p> <p><u>3 実現に向けた基本姿勢</u></p> <p>（1）協働によるまちづくり</p> <p>（2）暮らし満足度を高めるまちづくり</p> <p>（3）次代につなぐまちづくり</p> <p><u>4 目指すまちの姿、政策</u></p> <p>目指すまちの姿 「<u>夢</u>と希望を持って成長できるまち」</p> <p><u>政策</u> 1 <u>子ども</u>が健やかに生まれ育つ社会をつくります</p> <p><u>政策</u> 2 <u>生涯にわたる</u>豊かな学びの機会をつくります</p> <p>目指すまちの姿 「<u>笑顔</u>で健やかに暮らせるまち」</p> <p><u>政策</u> 3 共に支え合い、<u>いきいき</u>と暮らせる社会をつくります</p> <p><u>政策</u> 4 <u>健康</u>で心豊かに暮らせる社会をつくります</p> <p><u>政策</u> 5 個性が尊重され、<u>人権</u>を認め合う社会をつくります</p> <p>目指すまちの姿 「安全で安心な暮らしやすいまち」</p> <p><u>政策</u> 6 災害に強い都市基盤と地域社会をつくります</p> <p><u>政策</u> 7 安全で安心な市民生活を守ります</p> <p><u>政策</u> 8 暮らしやすい住環境と魅力ある景観をつくります</p> <p>目指すまちの姿 「活力と交流が新たな価値や魅力を創造するまち」</p> <p><u>政策</u> 9 活力と魅力あふれる<u>暮らしやすい</u>まちをつくります</p> <p><u>政策</u> 10 <u>日本</u>の経済を牽引する多様な産業を振興します</p> <p><u>政策</u> 11 基地全面返還の実現を目指します</p> <p><u>政策</u> 12 <u>文化、スポーツに親しみ、活力と交流が生まれる</u>環境をつくります</p> <p>目指すまちの姿 「人と自然が共生する<u>まち</u>」</p> <p><u>政策</u> 13 <u>地球</u>環境にやさしい社会をつくります</p> <p><u>政策</u> 14 恵み豊かな自然<u>環境</u>を守り育てます</p> <p><u>政策</u> 15 <u>やすらぎと潤いがあふれる</u>生活環境をつくります</p> <p>目指すまちの姿 「多様な主体の連携・協働により持続的に発展するまち」</p> <p><u>政策</u> 16 <u>いきいき</u>とした地域コミュニティをつくります</p> <p><u>政策</u> 17 持続可能な行財政運営を行います</p>

1 将来像

『潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまち さがみはら』

わたしたちのまち、丹沢の雄大な山なみ、相模川の清らかな流れ、相模野の広大な台地に抱かれ、豊かな自然の恵みのもと、歴史と文化が培われ、先人の知恵とたゆまぬ努力により発展してきました。

こうした中、わたしたちを取り巻く社会には、人口減少、少子化、超高齢化への対応、人格と個性を尊重しあえる共生社会の実現、大規模な地震や風水害への備えなど、多くの課題が生じています。

わたしたちは、一人ひとりがまちづくりの主役となり、共に手を携え、支えあい、豊かな自然を守り育てながら、安心して暮らせる快適な生活環境を育むとともに、ここに集う人との交流を促進し、まちの魅力や活力、暮らしの満足度を高め、持続可能なまちをつくるため、おおむね20年後の将来像を「潤いと活力に満ち、笑顔と希望があふれるまち さがみはら」と定め、その実現に向け、まちづくりを進めます。

将来像のコンセプト

本市の特徴 (相模原らしさ)
安心して暮らしている市民の状態 をイメージ

本市の特徴 (相模原らしさ)
豊かな森林や水源を有する中山間地域と、都市機能が集積する都市部がその良さを生かし、共存している

安心して暮らしている市民の状態
人口減少、超高齢化という、これまで経験したことのない社会が進行する中においても、市民が安全で安心して暮らせる社会

1 基本理念

調 整 中

2 将来像

基本理念に基づき、相模原市が目指す20年後の将来像を定めます。

『潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまち さがみはら』(原案)

2 実現に向けた基本姿勢

基本構想の実現に向け、全ての政策に共通する基本的な取組の姿勢を定めます。

(1) 協働によるまちづくり

市民、自治会などの地域活動団体、NPOなどの市民活動団体、企業、学校や研究機関などが、それぞれの役割や責任の下で、相互の立場を尊重しながら、協力して市政に参画できるよう、市政に関する情報を積極的に公開し、その共有化を図ることなどを通じて、様々な主体間の連携・協働によるまちづくりを進めます。

(2) 暮らし満足度を高めるまちづくり

常に最適な行政サービスを提供し、市民の暮らし満足度を高めていくため、財政基盤の強化、都市内分権の推進、より効果的な事業推進に向けた仕組みづくり、人材の育成・活用などを進めます。また、自主的・自立的な都市経営に向け、地方分権改革に的確に対応するとともに、本市と近隣自治体が有する地域資源や都市機能の効率的で効果的な利活用を図るなど、自治体間連携の強化に取り組みます。

(3) 次代につなぐまちづくり

子どもや若者をはじめ誰もが生涯にわたり活躍でき、安全で安心して暮らせるよう、教育、福祉、防災、環境など、あらゆる分野において持続可能なまちづくりを進めます。

3 実現に向けた基本姿勢

基本構想の実現に向け、全ての政策に共通する本市としての基本的な取組の姿勢を定めます。

(1) 協働によるまちづくり

市民、自治会などの地域活動団体、NPOなどの市民活動団体、企業、学校や研究機関などが、それぞれの役割や責任の下で、相互の立場を尊重しながら、協力して市政に参画できるよう、市政に関する情報を積極的に公開し、その共有化を図ることなどを通じて、市民の連携・協働によるまちづくりを進めます。

(2) 暮らし満足度を高めるまちづくり

常に最適な行政サービスを提供し、市民の暮らし満足度を高めていくため、成果重視の行政の推進、財政基盤の強化、人材の育成・活用などを進めます。また、地域資源や都市機能の相互の利活用を図るなど自治体間連携をより一層深めながら、圏域全体の持続的な発展に中心的に取り組むとともに、自主的・自立的な都市経営に向けて地方分権改革に積極的に取り組みます。

(3) 次代につなぐまちづくり

子どもや若者をはじめ誰もが生涯にわたり長く活躍でき、笑顔と希望があふれるまちを次代につなぐことができるよう、教育の質の向上、地域福祉・健康づくりの推進、災害に対する都市基盤等の整備、地域経済の活性化、地球温暖化対策の推進などに、横断的・統合的に取り組みます。

3 目指すまちの姿、基本政策

目指すまちの姿 「誰もが夢と希望を持って成長できるまち」

未来を担う全ての子どもが健やかに生まれ育つことのできる環境や、誰もが生涯を通じて豊かに学ぶことができる機会を整備し、夢や希望を持って自分らしくいきいきと成長し活躍することができるまちをつくります。

基本政策(1) 未来を担う全ての子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくります

少子化の進行や家族構成、就労環境の変化などにより、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくとともに、子ども・若者が夢や希望を持ちながら健やかに成長し、自立、活躍することのできる社会の実現が求められています。

こうした状況を踏まえ、様々な主体との連携により、安心して妊娠・出産できる環境づくりや、子育て支援の充実を図るとともに、子ども・若者の育成支援に取り組みます。

基本政策(2) 誰もが自分らしく成長できる豊かな学びの機会をつくります

多様化が一層進む社会における課題に対応するためには、生涯を通じて豊かに学ぶことができる環境づくりが必要です。学校教育においては、全ての子どもが十分な教育を受ける機会を得られることが重要であり、また、生涯学習においては、多様な学習ニーズへの対応が求められています。

こうした状況を踏まえ、家庭や地域との連携強化を図りながら、子どもたちの未来を切り拓く力を育むとともに、誰もが生涯を通じて成長できる環境づくりを進めます。

4 目指すまちの姿、政策

目指すまちの姿 「夢と希望を持って成長できるまち」

全ての子どもの権利が保障され、未来を切り拓く若者へと成長できる環境や、誰もが生涯にわたり豊かに学ぶことができる機会を整備し、夢や希望を持って自分らしくいきいきと成長し活躍することができるまちをつくります。

政策 1 子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくります

少子化の進行や家族構成、就労環境の変化などにより、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくとともに、子ども・若者が夢や希望を持ちながら健やかに成長し、自立、活躍することのできる社会の実現が求められています。

こうした状況を踏まえ、多様な主体との連携により、安心して妊娠し、出産できる環境づくり、子育て支援の充実、子ども・若者の育成支援に取り組みます。

政策 2 生涯にわたる豊かな学びの機会をつくります

健康寿命の延伸やA I等の技術革新など社会が大きく変化する中、人生を豊かに生きていくためには、生涯にわたり学ぶことができる環境づくりが必要です。学校教育においては、子ども一人ひとりの教育的ニーズに的確に対応しながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことが重要であり、また、生涯学習・社会教育においては、多様な学習ニーズに対応することや学んだ成果を地域での活動に生かすことが求められています。

こうした状況を踏まえ、学校教育の充実や学校・家庭・地域の連携強化などにより、子どもたちの未来を切り拓く力を育むとともに、生涯学習・社会教育に関する従来の取組に加え、地域の多様な主体との連携強化により学びの機会を充実し、誰もが生涯にわたり成長し、活躍できる環境づくりを進めます。

前 回（第6～8回総合計画審議会）

目指すまちの姿 「誰もが笑顔で健やかに暮らせるまち」

年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、全ての市民が共に支えあいながら、笑顔で健やかに暮らせる「共生社会」を実現します。また、平和な社会のもと、一人ひとりの個性が尊重され、活躍できるまちをつくります。

基本政策(3) 共に支えあいながらいきいきと暮らせる社会をつくります

年齢や障害の有無などにかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安全で安心して自分らしい暮らしを続けるためには、市民が世代や背景を超えてつながり、相互に支えあう社会の実現に向けた取組が求められています。

こうした状況を踏まえ、高齢者や障害者の地域生活の支援や社会参加をより一層推進し、地域の多様な主体が連携して課題を解決していく仕組みをつくるとともに、支援を必要とする人の生活安定や自立支援に向けた取組を進めます。

基本政策(4) 生涯にわたって健康で心豊かに暮らせる社会をつくります

誰もが生涯にわたって健康で心豊かに暮らせるよう、心と身体の健康づくりの推進と生活習慣病対策の充実、市民が安心して医療を受けることができる環境の整備、誰も自ら尊い命を絶つことのない社会の実現に向けた取組が求められています。

こうした状況を踏まえ、市民主体の健康づくりを推進するとともに、地域医療体制の充実や救急医療体制の確保、自殺対策などを進めます。

基本政策(5) 個性が尊重されお互いの人権を認め合い活躍できる社会をつくります

一人ひとりの個性が尊重され、人権が保障される社会づくりへの要請が高まるなか、障害などへの理解促進や性別による固定的な役割分担意識の解消に向けたさらなる取組、平和に対する意識の向上などが求められています。また、言語や習慣などの違いを超えて、外国人市民が社会で活躍できる環境の整備が求められています。

こうした状況を踏まえ、全ての市民の個性が尊重され、その権利や尊厳が守られるよう、あらゆる施策への人権尊重の理念の反映や人権教育・啓発の推進を図るとともに、世界平和の実現に向け、平和意識の普及啓発に取り組めます。また、女性活躍や多文化共生の推進など、誰もが参画し活躍することができる社会環境の整備に取り組めます。

今 回（第9回総合計画審議会）

目指すまちの姿 「笑顔で健やかに暮らせるまち」

年齢や性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、全ての市民が共に支え合いながら、笑顔で暮らせる共生社会を実現します。また、誰もが健康で心豊かに暮らせるとともに、平和な社会のもと、人権を認め合い、活躍できるまちをつくります。

政策 3 共に支え合い、いきいきと暮らせる社会をつくります

誰もが住み慣れた地域で安全で安心して自分らしい暮らしを続けるために、市民が相互に支え合う社会の実現に向けた取組が求められています。

こうした状況を踏まえ、高齢者や障害者の地域生活の支援や社会参加をより一層推進し、地域の多様な主体が連携して課題を解決していく仕組みづくりや介護需要に対応できる環境づくりなどを進めるとともに、支援を必要とする人の生活安定や自立支援に向けた取組を進めます。

政策 4 健康で心豊かに暮らせる社会をつくります

生涯にわたって健康で心豊かに暮らせるよう、心と身体の健康づくりの推進と生活習慣病対策の充実、市民が安心して医療を受けることができる環境の整備、自ら尊い命を絶つことのない社会の実現に向けた取組が求められています。

こうした状況を踏まえ、市民主体の健康づくりを推進するとともに、超高齢社会に対応できる地域医療体制の充実や救急医療体制の確保などを進めます。

政策 5 個性が尊重され、人権を認め合う社会をつくります

一人ひとりの個性が尊重され、人権を認め合う社会づくりやへの要請が高まる中、障害などへの理解促進や性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた更なる取組、平和意識の向上などが求められています。また、言語や習慣などの違いを超えて、外国人市民が社会で活躍できる環境の整備が求められています。

こうした状況を踏まえ、あらゆる施策への人権尊重の理念の反映や人権教育・啓発の推進を図るとともに、平和意識の普及により、恒久的な世界平和の実現に貢献します。また、女性の様々な場での活躍や多文化共生の推進など、誰もが社会に参画し活躍することができる環境の整備に取り組めます。

前 回（第6～8回総合計画審議会）

目指すまちの姿 「安全で安心な暮らしやすいまち」

自然災害や事件、事故などへの対策や健康被害の予防を図ることなどにより、市民の生命と財産を守るとともに、暮らしやすい住環境と魅力ある景観を形成することにより、安全で安心な暮らしやすいまちをつくりまします。

基本政策(6) 災害に強い都市基盤と地域社会をつくりまします

東日本大震災をはじめ、甚大な被害をもたらす自然災害が各地で発生しており、首都直下地震、集中豪雨や台風などによる大規模災害の発生に備えた一層の対応力の強化が求められています。こうした状況を踏まえ、自然災害などから市民の生命と財産を守り、市民生活の安全性を高めるため、都市基盤の整備・保全をはじめ、市民・地域・行政が一体となった防災対策や消防力の強化により、災害などの危機的な事象に強いまちづくりを進めます。

基本政策(7) 安全で安心な市民生活を守りまします

誰もが安心して暮らせるよう、事件、事故などの被害、感染症や食中毒などの健康被害から市民の生命と財産を守ることがこれまで以上に求められています。こうした状況を踏まえ、市民、関係機関等と連携した安全・安心な地域づくりに向け、交通安全、防犯対策を講じるとともに、消費者の保護と自立に向けた啓発・教育を進めます。併せて、人・環境・動物それぞれの分野に適した衛生管理に努め、保健衛生体制の充実を図ることにより、安全で安心な市民生活を守りまします。

基本政策(8) 暮らしやすい住環境と魅力ある景観をつくりまします

安全で安心でき、ゆとりある快適な暮らしを確保するために、地域特性に応じた良好な住環境や景観の形成が求められています。こうした状況を踏まえ、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、多様な主体との連携・協働により、暮らしやすい住環境づくりを進めるとともに、市民に親しまれる魅力的な景観を保全、創出します。

今 回（第9回総合計画審議会）

目指すまちの姿 「安全で安心な暮らしやすいまち」

自然災害や事故などから市民の生命と財産を守るとともに、安心して暮らせる住環境と魅力ある景観を形成することで、安全で安心な暮らしやすいまちをつくりまします。

政策 6 災害に強い都市基盤と地域社会をつくりまします

東日本大震災をはじめ、甚大な被害をもたらす自然災害が各地で発生しており、首都直下地震、集中豪雨や台風などによる大規模災害の発生に備えた対応力の一層の強化が求められています。こうした状況を踏まえ、自然災害などから市民の生命と財産を守り、市民生活の安全性を高めるため、災害リスクを低減するための計画的な都市基盤の整備・保全をはじめ、自助・共助の取組、自治体間連携などによる防災対策の推進や消防力の強化により、災害などの危機的な事象に強いまちづくりを進めます。

政策 7 安全で安心な市民生活を守りまします

誰もが安心して暮らせるよう、交通事故や特殊詐欺などの被害、感染症や食中毒などの健康被害から市民の生命と財産を守ることがこれまで以上に求められています。こうした状況を踏まえ、市民、関係機関等と連携し、交通安全対策・防犯対策や消費者の保護と自立に向けた取組など、安全・安心なまちづくりを進めます。併せて、人・環境・動物それぞれの分野に適した衛生管理に努め、保健衛生体制の充実を図ります。

政策 8 暮らしやすい住環境と魅力ある景観をつくりまします

人口減少、超高齢化などの進行により住環境へのニーズが変化しており、誰もが安心して暮らせる住環境の形成が求められています。また、地域の景観資源の保全や個性を生かしたまちなみの形成など、市民が誇りと愛着を持てる魅力的な景観の形成が求められています。こうした状況を踏まえ、安心な暮らしの実現に取り組むとともに、地域特性を生かした住環境をつくりまします。また、自然や歴史、文化などを守り生かすとともに魅力的な市街地の景観を創り育てることで、市民に親しまれる良好な景観を形成します。

前 回（第 6 ～ 8 回総合計画審議会）

目指すまちの姿 「活力と交流が新たな価値や魅力を創造するまち」

首都圏南西部の中核となる拠点の形成などを通じて、人口減少社会においても活力とにぎわいを生み出すとともに、水源地域の豊かな自然、文化、スポーツなどの地域資源を活用して、市内はもとより、国内外から多くの人を呼び込み、更なる交流を生み出すことで、新たな価値や魅力が創造されるまちをつくります。また、基地の早期返還の実現や基地に起因する問題の解決に向けて取り組み、市民が快適に暮らせるまちをつくります。

基本政策(9) 活力と魅力あふれる持続可能なまちをつくります

人口減少や超高齢化が進行する中においても持続可能なまちを形成するためには、地域が持つ特性や、圏央道、リニア中央新幹線などの広域交通ネットワークの形成に伴い拡大する経済や交流の圏域を、更なる活力と魅力を生み出すまちづくりに生かすことが求められています。

こうした状況を踏まえ、産業と住環境の調和、水源地域の自然環境や市街地の貴重なみどりの保全などを計画的に進めるとともに、まち全体の構造を長期的に見通しながら、社会情勢などの変化に適応できるまちづくりを進めます。また、暮らしの利便性や活力の向上、交流人口の拡大、地域経済活動の発展などに向け、鉄道、バス、道路などの交通ネットワークの形成を図るとともに、多様な機能が集積する広域的な拠点や地域特性を踏まえた拠点づくりを進めます。

基本政策(1 0) 首都圏の経済を牽引する多様な産業を振興します

少子高齢化の進行などによる生産年齢人口の減少に伴い、産業の労働生産性向上や商店街の活性化などが課題となっている中、圏央道インターチェンジの開設やリニア中央新幹線の駅設置などに伴う拠点整備の機会を捉えた地域経済の活性化に資する環境の整備が求められています。

こうした状況を踏まえ、女性、高齢者、障害者など多様な働き手の活躍の促進や人材の育成・確保に取り組むとともに、本市の強みである高度なものづくり技術や豊かな自然などの地域資源を生かしつつ、ロボットや新たな情報通信技術の活用を図ることで、工業、農林業、商業、観光など、様々な産業分野の更なる成長を促進します。さらに、分野間の人材や情報などの交流によるイノベーションの促進を図ることで、新たな価値を創造し、世界に発信するなど、首都圏の経済を牽引する多様な産業を振興します。

今 回（第 9 回総合計画審議会）

目指すまちの姿 「活力と交流が新たな価値や魅力を創造するまち」

首都圏南西部の中核となる拠点の形成などを通じて、人口減少社会においても活力とにぎわいを生み出します。併せて、水源地域の豊かな自然、文化、スポーツなどの地域資源を活用して、市内はもとより、国内外から多くの人や企業を呼び込み、更なる交流を生み出すことで、新たな価値や魅力が創造されるまちをつくります。また、基地の早期返還の実現や基地に起因する問題の解決に向けて取り組み、市民が快適に暮らせるまちをつくります。

政策 9 活力と魅力あふれる暮らしやすいまちをつくります

人口減少や超高齢化が進行する中においても快適に暮らせる持続可能なまちを形成するためには、地域が持つ特性や、圏央道、リニア中央新幹線などの広域交通ネットワークの形成に伴い拡大する経済や交流の圏域を、更なる活力と魅力を生み出すまちづくりに生かすことが求められています。

こうした状況を踏まえ、産業と住環境の調和、水源地域の自然環境や市街地の貴重なみどりの保全などを計画的に進めるとともに、生活利便施設などの維持、充実や快適な居住環境の形成に向け、社会情勢などの変化に適応した集約連携型のまちづくりを進めます。また、交通ネットワークの形成を図るとともに、多様な機能が集積した広域的な拠点や地域特性を踏まえた拠点づくりを進めます。

政策 1 0 日本の経済を牽引する多様な産業を振興します

少子高齢化の進行などによる生産年齢人口の減少に伴い、産業の労働生産性向上や商店街の活性化などが課題となっています。また、圏央道インターチェンジの開設やリニア中央新幹線の駅設置などに伴う拠点整備の機会を捉えた、地域経済の活性化に資する産業の創出や環境の整備が求められています。

こうした状況を踏まえ、多様な働き手の活躍の促進や人材の育成・確保に企業などと連携し取り組みます。また、本市の強みである高度なものづくり技術や豊かな自然などの地域資源を生かしつつ、AI、IoT、ロボットなどの先端技術を取り入れ、活用することで、様々な産業分野の成長を促進するとともに新産業を創出します。さらに、多様な人や企業が集う環境の整備により、分野間の人材や情報などの交流によるイノベーションの促進を図り、新たな価値を創造するなど、地域経済の活性化を進めます。

前 回（第 6 ～ 8 回総合計画審議会）

基本政策(1 1) 基地全面返還の実現を目指します

本市には、現在も相模総合補給廠、キャンプ座間、相模原住宅地区の 3 つの米軍基地が存在し、市民生活や計画的なまちづくりの障害となっています。また、米軍機による騒音被害や事故への不安など、米軍基地を起因とする問題の解消が強く求められています。

こうした状況を踏まえ、基地の早期全面返還と基地周辺的生活環境の保全について、市民、市議会、行政が一体となり、粘り強い運動を展開していきます。

基本政策(1 2) 誰もが文化に親しみ、スポーツを楽しめる環境をつくります

市民の心の豊かさと地域の魅力を高める上で、文化芸術活動の活性化に向けた取組は重要性を増しており、また、オリンピック・パラリンピックをはじめとした世界規模の競技大会などを契機としたスポーツへの関心、意欲の高まりを受けて、市民や来訪者が恒常的にスポーツを楽しむことができ、更なる交流が生まれる環境づくりなどが求められています。

こうした状況を踏まえ、個性豊かで多彩な市民文化を育むため、地域の伝統文化の振興や国内外の多様な文化に触れることのできる機会を充実させるとともに、文化芸術活動の成果を広く発信することができる環境づくりを進めます。また、年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、ライフステージや多様なニーズに応じてスポーツを楽しむことができる環境づくりや、スポーツツーリズムなどの新たなスポーツ産業の創出を通じて、活力があふれるまちづくりを進めます。

今 回（第 9 回総合計画審議会）

政策 1 1 基地全面返還の実現を目指します

本市には、現在も相模総合補給廠・キャンプ座間・相模原住宅地区の 3 つの米軍基地が存在し、市民生活や計画的なまちづくりの障害となっています。また、米軍機による騒音被害や事故への不安など、米軍基地に起因する問題の解消が強く求められています。

こうした状況を踏まえ、基地の早期全面返還と基地周辺的生活環境の保全について、市民・市議会・行政が一体となり、粘り強い運動を展開していきます。

政策 1 2 文化、スポーツに親しみ、活力と交流が生まれる環境をつくります

市民の心の豊かさと地域の魅力を高める上で、文化芸術活動の活性化に向けた取組は重要性を増しています。また、オリンピック・パラリンピックをはじめとした世界規模の競技大会などを契機としたスポーツへの関心、意欲の高まりを受けて、市民や来訪者が恒常的にスポーツを楽しむことができ、更なる交流が生まれる環境づくりなどが求められています。

こうした状況を踏まえ、地域の伝統文化の振興を図るとともに、国内外の多様な文化芸術に触れることのできる機会の充実を図ります。また、市民のライフステージや多様なニーズに応じ、生涯を通じてスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めます。さらに、多様な主体との連携・協働の下、文化芸術・スポーツに関する資源を活用しながら、新たな価値や魅力を生み出し、活力と交流を創出します。

前 回（第 6 ～ 8 回総合計画審議会）

目指すまちの姿 「人と自然が共生するやすらぎと潤いのあるまち」

地球温暖化をはじめとする複雑・多様化する環境問題に対して、低炭素型社会の実現や循環型社会の形成に向けた取組を進めます。また、広大で美しい山並みや豊富な水資源を有するまちとして、恵み豊かな自然を守り育てるとともに、安全で快適な生活環境を保全・創出する取組を多様な主体の参加と協働により進め、自然環境と都市環境を併せ持つ本市の特徴を生かした、人と自然が共生するやすらぎと潤いのあるまちをつくりまします。

基本政策(13) エネルギーや資源を大切にし、環境にやさしい社会をつくりまします

地球温暖化の進行による気候変動の影響が顕在化している中、本市においても、環境を守り、持続可能な社会をつくるため、環境負荷の低減や循環型社会の形成に向けた取組が求められています。

こうした状況を踏まえ、環境問題への理解を深める環境教育をあらゆる世代へ向けて推進するとともに、再生可能エネルギーの利用促進や環境負荷の少ないライフスタイルの実現などの取組、ごみの減量化・資源化の推進や適正なごみ処理体制の整備など、多様な主体との連携・協働により、環境にやさしい社会をつくりまします。

基本政策(14) 恵み豊かな自然を守り育てまします

本市は、市民生活に潤いをもたらす豊かなみどりや水資源を有する一方で、自然保護活動の担い手不足や野生鳥獣被害の拡大、特定外来生物による生態系への影響といった問題を抱えており、貴重な環境資源を将来の世代に継承するため、森林や水辺の保全・再生の推進、それらに携わる活動の広がりが求められています。

こうした状況を踏まえ、市民をはじめとした多様な主体との連携・協働により、森林の保全・活用や、水源の水質保全、野生鳥獣の適切な管理、生物多様性の保全などの取組を進めるとともに、自然とのふれあいを通じた学習活動などを推進し、恵み豊かな自然を守り育てまします。

基本政策(15) 自然を身近に感じられる、豊かで快適な生活環境をつくりまします

まちにやすらぎと潤いがあふれ、誰もが健康へのリスクが低減された安全な生活を送るために、自然がもたらす効果や快適性を日常生活の中に取り込み、自然を身近に感じられる生活環境をつくること求められています。

こうした状況を踏まえ、大気・水質などの環境監視や排水・排気などの発生源対策といった生活環境を保全する取組を推進するとともに、本市の豊かな自然を身近に感じることができる環境を生かしながら、魅力ある公園づくりや、緑地や河川などの身近な自然を守り育て、豊かで快適な生活環境をつくりまします。

今 回（第 9 回総合計画審議会）

目指すまちの姿 「人と自然が共生するまち」

地球温暖化をはじめ深刻化する環境問題に対して、低炭素社会の実現や循環型社会の形成に向けた取組を進めます。また、広大で美しい山並みや豊富な水資源を有するまちとして、恵み豊かな自然を守り育てるとともに、安全で快適な生活環境を保全、創出する取組を進め、自然環境と都市環境を併せ持つ本市の特徴を生かしながら、多様な主体の参加と協働により、人と自然が共生するやすらぎと潤いのあるまちをつくりまします。

政策 1 3 地球環境にやさしい社会をつくりまします

地球温暖化の進行による気候変動の影響が世界的に顕在化しており、本市においても、環境を守り、持続可能な社会をつくるため、環境負荷の低減や循環型社会の形成に向けた取組が求められています。

こうした状況を踏まえ、環境問題への理解を深める環境教育を全世代を対象に推進するとともに、再生可能エネルギーの利用促進や環境負荷の少ないライフスタイルの実現などの取組、ごみの減量化・資源化の推進や適正なごみ処理体制の整備などを進めます。

政策 1 4 恵み豊かな自然環境を守り育てまします

恵み豊かなみどりや水資源を将来の世代に継承していけるよう、自然保護活動の担い手不足や野生鳥獣被害の拡大、特定外来生物による生態系への影響などに対する取組が求められています。

こうした状況を踏まえ、森林の保全・活用や、水源の水質保全、野生鳥獣の適切な管理、生物多様性の保全などの取組を進めるとともに、自然とのふれあいを通じた学習活動などを推進します。

政策 1 5 やすらぎと潤いがあふれる生活環境をつくりまします

自然がもたらす効果や快適性を日常生活の中に取り込み、誰もが健康へのリスクが低減された安全な生活を送るために、都市部においても自然を身近に感じられる生活環境をつくること求められています。

こうした状況を踏まえ、地域特性を生かした魅力ある公園の整備のほか、緑地・河川・街路樹の整備など、身近な自然やみどりと共生できる環境づくりを進めるとともに、大気、水質などの環境監視や排水、排気などの発生源対策に取り組みます。

前 回（第 6 ～ 8 回総合計画審議会）

目指すまちの姿 「多様な主体の連携・協働により持続的に発展するまち」

市民をはじめとした多様な主体との連携・協働により、個性豊かな地域コミュニティをつくります。また、積極的な情報発信により市民と行政が課題や目標を共有し、不断の行財政改革を進めることで、持続的に発展するまちをつくります。

基本政策(16) 個性豊かでいきいきとした地域コミュニティをつくります

地域コミュニティの希薄化や地域活動の担い手の不足などにより、地域活力の低下が懸念されるなかで、市民、自治会などの地域活動団体、NPOなどの市民活動団体、企業、学校、行政など多様な主体の連携・協働による地域づくりの充実が求められています。

こうした状況を踏まえ、区の特性や地域の資源を生かした魅力づくりを進めるとともに、多様な主体が自立して活動するための支援、主体間の連携の推進、人材の育成・確保などに取り組むことにより、地域活力の維持・強化を図り、いきいきとした地域コミュニティをつくります。

基本政策(17) 持続可能な行財政運営を行います

人口減少や少子高齢化の進行、公共施設の老朽化などへの対応により、市の財政状況は今後一層厳しくなることが見込まれることから、行政サービスの有効性、効率性の更なる向上を図るとともに、市政の透明性を高めることが求められています。

こうした状況を踏まえ、市民のニーズを捉えた効率的で質の高い行政サービスの提供や財政基盤の強化、公共施設の在り方の見直しと効率的な維持管理・改修・更新、新たな情報通信技術の活用、積極的・効果的な情報発信などにより、持続可能な行財政運営を行います。

今 回（第 9 回総合計画審議会）

目指すまちの姿 「多様な主体の連携・協働により持続的に発展するまち」

市民をはじめとした多様な主体との連携・協働により、個性豊かな地域コミュニティをつくります。また、積極的な情報発信により市民と行政が課題や目標を共有し、不断の行財政改革を進めることで、持続的に発展するまちをつくります。

政策16 いきいきとした地域コミュニティをつくります

地域では、市民、自治会などの地域活動団体、NPOなどの市民活動団体、企業、学校、行政などの多様な主体が、まちづくり会議を中心に、横断的にまちづくりを進めています。その一方で、住民同士のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足など、地域活力の維持・向上に向けた対応が求められています。

こうした状況を踏まえ、多様な主体が、それぞれの強みを生かし連携を強化して地域課題の解決に取り組むとともに、担い手の育成・確保や、区や地域の個性を生かした魅力的なまちづくりを進めます。

政策17 持続可能な行財政運営を行います

人口減少や少子高齢化の進行、公共施設の老朽化などへの対応により、本市の財政状況は今後一層厳しくなることが見込まれることから、行政サービスの有効性・効率性の更なる向上が求められます。また、こうした取組を進めるに当たっては、市政の透明性を高め、市民と行政が課題や目標に対する共通認識を持つことが重要です。

こうした状況を踏まえ、市民のニーズを捉えた質の高い行政サービスの提供や財政基盤の強化、公共施設の適正化と効率的な維持管理・改修・更新、先端技術の活用による業務の効率化、積極的・効果的な情報の発信やデータの提供などを進めます。